

議会運営委員会次第

令和8年4月8日
議会運営委員会室

〈開会前〉

- ・ 執行部新任職員紹介（総務部長から）
- ・ 事務局新任職員紹介（事務局長から）

1 開会

※ 議長あいさつ

2 協議事項

- | | |
|-----------------------------------|-----|
| (1) 全員協議会及び4月臨時会の会期・日程について | 資料1 |
| (2) 選任を必要とする議会内役員及び各種行政審議会委員等について | 資料2 |
| (3) 特別委員会の設置について | 資料3 |
| (4) その他 | |

3 閉会

全員協議会・臨時会日程(案)

月日	曜	区分	議事	備考
4. 13	月	全 員 協 議 会	・ 全員協議会及び臨時会の日程について	議会運営委員会 (全協散会后)
14	火		・ 議会内役員及び各種行政審議会委員等の選任について ・ 特別委員会の設置について	
15	水	臨時会	<p>[本会議]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開会 ・ 会議録署名議員指名 ・ 会期決定 ・ 各種行政審議会委員の選任 (互選結果報告) ・ 監査委員の選任 ・ 特別委員会の設置 ・ 特別委員会委員の選任 ・ 議長の報告 (各委員会の正副委員長互選結果) ・ 閉会 	議会運営委員会 9:30~

1 選任を必要とする議会内役員及び各種行政審議会委員等

(1) 知事が議会の同意を得て選任するもの

名 称	選任数	法令等に 基づく任期	根 拠 法 令
監 査 委 員	2人	議員の任期 (1年)	地方自治法 第195条第1項、第2項、 第196条第1項、第6項、 第197条 宮崎県監査委員条例 第2条

(注) () は先例による。

(2) 知事が委嘱するもの

名 称	選任数	法令等に 基づく任期	根 拠 法 令
開 発 事 業 特 別 資 金 審 議 会 委 員	2人	－ (1年)	石河内第二発電所及び川原発電所に関する株式より生ずる利益金の使用等に関する条例 第9条
感 染 症 対 策 審 議 会 委 員	1人	2年 (1年)	宮崎県感染症対策審議会条例 第3条、第4条
都 市 計 画 審 議 会 委 員	4人	－ (1年)	宮崎県都市計画審議会条例 第2条

(注) ○ 「開発事業特別資金審議会」の定数は条例上4人以内だが、先例により2人を選任。

○ 「都市計画審議会」の定数は条例上6人以内だが、先例により4人を選任。

○ () は先例による。

(3) 委員会において互選するもの

名 称	定 数	法 令 に 基づく任期	根 拠 法 令
常 任 委 員 会 正・副委員長	各1人	1年	宮崎県議会委員会条例 第8条、第9条
議 会 運 営 委 員 会 正・副委員長	各1人	1年	//

2 根拠法令等抜粋

(1) 監査委員

【地方自治法（昭和22年法律第67号）】

第195条 普通地方公共団体に監査委員を置く。

2 監査委員の定数は、都道府県及び政令で定める市にあっては4人とし、その他の市及び町村にあっては2人とする。ただし、条例でその定数を増加することができる。

第196条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（議員である者を除く。以下この款において「識見を有する者」という。）及び議員のうちから、これを選任する。

ただし、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができる。

（第2項～第5項省略）

6 議員のうちから選任される監査委員の数は、都道府県及び前条第二項の政令で定める市にあっては二人又は一人、その他の市及び町村にあっては一人とする。

第197条 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、議員のうちから選任される者にあつては議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

【宮崎県監査委員条例（昭和39年宮崎県条例第42号）】

第2条 法第196条第1項及び第6項の規定により、議員のうちから選任する監査委員の数は、2人とする。

(2) 開発事業特別資金審議会委員

【石河内第二発電所及び川原発電所に関する株式より生ずる利益金の使用等に関する条例（昭和34年宮崎県条例第2号）】

第8条 知事の諮問に応じ、資金の使用に関し重要な事項を審議させるため、宮崎県開発事業特別資金審議会（以下「審議会」という。）を置く。

第9条 審議会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者について、知事が任命又は委嘱する。

（1）県議会が推せんする議員 4人以内

（第2号、第3号省略）

（第3項省略）

4 委員は、再任されることができる。

※ 県議会の議員である委員についての任期の規定はない。

(3) 感染症対策審議会委員

【宮崎県感染症対策審議会条例（平成11年宮崎県条例第11号）】

第1条 感染症対策の総合的な推進を図るため、宮崎県感染症対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命し、又は委嘱する。

(1) 県議会議員

(第2号～第7号省略)

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(4) 都市計画審議会委員

【宮崎県都市計画審議会条例（昭和44年宮崎県条例第22号）】

第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条第3項の規定に基づき、宮崎県都市計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

第2条 審議会は、委員24人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者について知事が委嘱する。

(2) 県議会の議員 6人以内

(第1号、第3号～第5号省略)

(第3項省略)

4 委員は、再任されることができる。

※ 県議会の議員である委員についての任期の規定はない。

(5) 常任委員会及び議会運営委員会の正・副委員長

【宮崎県議会委員会条例（昭和31年宮崎県条例第47号）】

第8条 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）に、委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員会において互選する。

第9条 常任委員会及び議会運営委員会の委員長及び副委員長の任期は、1年とする。ただし、後任者が選任されるまでの間在任する。

2 第14条の規定により辞任した委員長及び副委員長の後任者は、前任者の残任期間在任する。

令和7年度 特別委員会設置状況

名 称	設 置 目 的	調 査 事 項	定 数
南海トラフ対策特別委員会	南海トラフ対策に関する所要の調査活動を行うことを目的とする。	① 被害想定に関すること ② 地震対策に関すること ③ 津波対策に関すること ④ 避難に関すること	10
外国人材確保・雇用対策特別委員会	県内産業・経済の維持発展に向けた外国人材確保・雇用に関する所要の調査活動を行うことを目的とする。	① 国の在留資格と特定技能制度等に関すること ② 外国人材の受入れ・活用・支援に係る現状と課題に関すること ③ 送出機関・受入れ機関・外国人材雇用事業者に関すること ④ 外国人材に選ばれる宮崎づくりの施策のあり方に関すること	10